

静岡県告示第733号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年9月14日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
御殿場停車場線	御殿場市新橋字軒田2007番の15から 御殿場市新橋字前畑2032番の20まで	令和3年9月14日

=====

静岡県告示第734号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年9月14日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
沼津小山線	御殿場市新橋字軒田2006番の3から 御殿場市新橋字中田2003番の14まで	令和3年9月14日